

すべての事業者が義務化! 令和6年4月1日施行

改正障害者差別解消法の施行により「合理的配慮の提供義務」

「合理的配慮」って何のこと?  
事業者が求められる取組みとかがあるの?  
守らなかったらどうなるの?  
そんな疑問にお答えします

## 改正障害者差別解消法に係る説明会

2024 **2/15 (木)** 14:00~16:00

岡山県立図書館 2階多目的ホール オンライン配信もあります

場 所 : 岡山市北区丸の内2-6-30

※エントランスからエレベーターでお上がりください。

※駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しください。

講 師 : 寺坂 弘昭 (公益社団法人岡山県社会福祉士会理事、  
社会福祉法人津山みのり学園 園長)

定 員 : 会場120名(先着順) オンライン参加も可能

対 象 : 障害者差別解消法に関心がある方など どなたでも 業種は問いません

参 加 費 : 無料 (申込みフォーム)

申込方法 : 申込みフォーム 又は 本会ホームページからお申込みください。

会場参加については定員に達し次第締切り、オンライン参加の  
締切りは2/13(火)までとさせていただきます。



この説明会は、「あいサポーター研修」として行うもので、説明会終了後、ご希望の方には『あいサポートバッジ』を授与します。また、あいサポート運動に協力いただける企業・団体は、申請により「あいサポート企業・団体」として知事が認定し、認定証を交付します。

※あいサポート運動とは、様々な障害の特性や必要な配慮を理解し、日常生活で声かけ・手助けを実践することで誰もが暮らしやすい社会を目指すという運動で、岡山県では、あいサポート運動普及のため、声かけ・手助けを実践する「あいサポーター」を養成する「あいサポーター研修」を実施しています。

主 催 岡山県、公益社団法人岡山県社会福祉士会

協 賛 岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会

岡山県商工会議所連合会、岡山商工会議所



お問合せ先

公益社団法人 岡山県社会福祉士会事務局

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ7階

TEL : 086-201-5253 FAX : 086-201-5340

E-mail : office@csw-okayama.org

ホームページ : <https://www.csw-okayama.org>

(ホームページ)

